地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について

総務省

総務省自治行政局行政課

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（通知）

○　総務省においては、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（通知）」（令和６年１月１２日付け総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、地方公共団体に対して「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年１１月２９日内閣官房・公正取引委員会）を周知するとともに、指針を踏まえた対応を依頼。

1　労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

◎ 令和５年の春季労使交渉の賃上げ率は約３０年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追い付いていない状況。

◎ 物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、雇用の７割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要。

その取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会は、令和５年１１月２９日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、「**発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動**」について「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」として取りまとめ。

※　指針では、「情報サービス業」・「技術サービス業」の「**受注者が価格転嫁できていない発注者**の上位３業種」に「**地方公務**」が挙げられている。

2　地方公共団体への依頼事項

◎ **都道府県の市区町村担当部局等において、商工担当部局等と連携しつつ、市区町村に対して指針の説明**を行うことなどにより、**指針を周知**。

- **都道府県と市区町村との合同会議等の場を活用し、公正取引委員会が作成した説明動画※を用いて説明することが考えられる。**

  ※YouTubeチャンネル（https://www.youtube.com/c/JFTCchannel）

- 令和６年能登半島地震による災害により被害を受けた都道府県においては、被災地の状況にも配慮しつつ、市区町村に周知。

◎ **都道府県及び市区町村等の財政担当部局や市町村担当部局等においては、発注担当部局や商工担当部局と必要な連携を図りながら、指針を踏まえて対応**（発注者が採るべき行動／求められる行動）。

人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、労務費等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等により、**労務費の適切な価格転嫁の実現**

- 指針に関する地方公共団体における取組状況（都道府県における地方公共団体への周知状況等）について、**令和６年２月に調査を実施**。
- 当該調査結果及び取組事例について、**令和６年５月に地方公共団体にフィードバックし横展開を図るとともに、特に、取組を実施していない団体については速やかに取組を行うよう要請**。今後、取組を実施していない団体に対し、フォローアップを行う予定。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果等について

【「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果等について（通知）
（令和６年５月３０日　総行行第２５３号　総務省自治行政局行政課長通知）　－抜粋－ 】

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）を踏まえた各地方公共団体における取組状況について、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況について（依頼）」（令和６年２月２２日付け総行行第９２号）により**、各地方公共団体に対して行った調査の結果を別添のとおり取りまとめ、総務省ホームページにおいて公表しました**ので、お知らせします。

（略）

しかしながら、調査結果によると、**一部の地方公共団体では、指針の庁内への周知・共有や指針を踏まえた取組を行っていないなど、その取組が不十分な団体も見受けられます**。

このため、各地方公共団体におかれては、**取組が未実施の団体については速やかに取組を行っていただく**とともに、**その他の団体についても別添の取組事例も参考に、労務費の適切な転嫁に向けた取組について、より一層積極的に取り組んでいただきますようお願いします**。

なお、本通知を踏まえ、近日中に改めて、指針の庁内への周知・共有や指針を踏まえた取組を行っていない地方公共団体を対象に、フォローアップ調査を実施する予定としております。フォローアップの結果、取組に改善が見られない場合には、個々の団体の状況をヒアリングさせていただくこともあり得ますので、あらかじめご承知置き願います。

別添

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果

（単位：団体数）

団体区分	１．市区町村への指針の周知			２．庁内における指針の周知・共有			
	①周知を行った	②周知の方法		①周知を行った	②周知・共有の方法		
		ⅰ 指針の送付	ⅱ 説明会の開催		ⅰ 指針の送付・供覧等	ⅱ 説明会や調達担当者会議の開催等	ⅲ その他
都道府県	47	45	7	47	46	1	2
	100.0%	95.7%	14.9%	100.0%	97.9%	2.1%	4.3%
市区町村				1,567	1,500	33	34
				90.0%	86.2%	1.9%	2.0%
合計	47	45	7	1,614	1,546	34	36
	100.0%	95.7%	14.9%	90.3%	86.5%	1.9%	2.0%

団体区分	３．指針を踏まえた取組その他の労務費の適切な転嫁に関する取組						
	①取組を行った	②具体的な取組内容					
		ⅰ 組織的関与（※１）	ⅱ 運用基準、マニュアル、ガイドライン等の整備（※２）	ⅲ 労務費の適切な転嫁に関する庁内の会議の開催、部局内の周知等	ⅳ 最低賃金額・各種労務単価等の改定や労務費の変動等に応じた庁内への必要な契約変更の呼びかけ等	ⅴ 経済団体等との労務費の適切な転嫁に向けた取組に関する会議の開催、覚書・協定の締結等	ⅵ その他
都道府県	47	17	19	27	30	20	16
	100.0%	36.2%	40.4%	57.4%	63.8%	42.6%	34.0%
市区町村	1,440	198	216	1,066	694	39	114
	82.7%	11.4%	12.4%	61.2%	39.9%	2.2%	6.5%
合計	1,487	215	235	1,093	724	59	130
	83.2%	12.0%	13.1%	61.1%	40.5%	3.3%	7.3%

（※１）組織的関与とは、
①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で庁内・庁外に示すこと
③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと　等をいう。

（※２）労務費の適切な転嫁のための行動に関する内容を含む運用基準、マニュアル、ガイドライン等の整備をいい、例えば、
①受注者との定期的な協議の実施　②労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は公表資料とすること
③サプライチェーン全体での適切な価格転嫁とするための適正な価格設定
④受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合に協議のテーブルにつくこと
⑤受注者都の協議において、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること　等をいう。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果

◆都道府県・指定都市における労務費の適切な転嫁に関する具体的な取組内容

① 組織的関与

○ **予算編成方針**に実勢を踏まえた**適正な労務単価や資材価格を考慮した積算**とすることを記載。

○ 公共工事及び建設コンサルタント業務において、国土交通省が示した新労務単価を踏まえ、**労務単価の早期改定を実施**するとともに、**関係業界団体に対し首長名で対応を通知。**

○ 物価高騰に伴い委託料等の経費の増加に適切に対応できるよう、**裁量的経常経費のシーリングを緩和。**

○ 労務単価の上昇に対し、受発注者間で協議し変更契約を行う場合、**下請業者との契約に反映させることを条件**としている。

② 運用基準、マニュアル、ガイドライン等の整備

○ 公共工事及び建設コンサルタント業務におけるインフレスライド条項の運用の整備及び適用の周知。

○ **中小企業に対する発注拡大に関する方針等を策定**し、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**実勢価格に変化が生じた場合**には、**契約金額を見直す必要があるか否かについて検討**することを記載。

○ 契約事務における実勢を踏まえた適切な積算方法について、職員向け手引きを整備。

③労務費の適切な転嫁に関する庁内の会議の開催、部局内の周知等

○ 各部局の契約担当者や経理担当者が集まる会議において、指針を踏まえた対応を行うよう周知。

○ 県内における最低賃金額の改定額を反映した額等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、**適正な価格で発注するよう部局長から庁内へ周知。**

○ 複数年にわたる労働集約型の業務委託契約について、労務費の上昇分について契約額の増額変更を行うよう庁内に周知。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果

④ 最低賃金額・各種労務単価等の改定や労務費の変動等に応じた庁内への必要な契約変更の呼びかけ等

○　商工担当部局から各部局主管課長に対し、役務及び工事等の発注にあたり、受注者が労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮を依頼。

○　国において改定された公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価及び建築保全業務労務単価の改定に伴う**契約変更手続きについて庁内へ周知**。

○　業務委託に係る**庁内標準契約書**において最低賃金法の遵守を明記しており、また、業務完了時には最低賃金法の**遵守確認を含めた報告書の提出**を求めている。

⑤ 経済団体等との労務費の適切な転嫁に向けた取組に関する会議の開催、覚書・協定の締結等

○　経済団体、金融機関等との間で、価格転嫁・賃上げの機運醸成や賃上げに関する支援策の周知等を連携して実施することなどを盛り込んだ**共同宣言・共同メッセージを採択**。

○　**地方版政労使会議の開催**し、労務費の適切な転嫁に向けた意見交換等を実施。

○　自団体が発注する建設工事におけるインフレスライドの運用マニュアルについて、**建設業協会に対して説明会**を実施。

○　企業を対象とした**価格交渉促進セミナー**での指針の周知。

⑥ その他の取組

○　自団体の契約に関し適正な労働条件を確保するため**「県が締結する契約に関する条例」を制定**。また、当該条例に基づき、特定の契約の受注者に対し、**賃金支払状況等の調査を実施**。

○　中小企業診断協会に委託し、県内事業者向けに**価格交渉のノウハウ獲得に向けた伴走型支援**（中小企業診断士による価格交渉における課題の洗い出しや改善策の提示など）**を実施**。

○　**金融機関の行員を「価格転嫁サポーター」に認定**して、国や都道府県の支援策の周知や企業の意見・好事例を行政に提供する取組を実施。

○　企業の適切な価格転嫁を支援するため、**「価格交渉支援ツール」**（主要な原材料価格の推移を示す資料の作成支援ソフト）及び**「収支計画シミュレーター」**（適切な価格転嫁をしない場合の収益への影響の分析ソフト）**を提供**。

○　物価高騰によるコストの上昇分を適切に価格転嫁できるよう**「取引価格適正化に関するサポート窓口」を設置**。

中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応①

「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」

（令和６年４月１９日付け総行行第１００号総務省自治行政局長通知）

○　**地方公共団体においては、**官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第８条の規定に基づき、**国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされている**ところです。

○　**本年４月１９日に「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」**（以下「基本方針」という。）**が閣議決定**されたことを踏まえ、経済産業大臣から「「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和６年４月１９日付２０２４０４１５中第１号　各都道府県知事宛て経済産業大臣通知）により、各地方公共団体あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請されているところですが、**地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められる**こととなるものです。

中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応②

２．中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫に関する事項（基本方針　第２「２」関係）

○　物件等の発注に当たっては、**総合評価落札方式の適切な活用**、分離・分割発注の推進、**発注時期や施工時期の平準化**、**適正な納期・工期、納入条件等の設定**、同一資格等級区分内の者による競争の確保等により、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とするよう工夫すること。

○　また、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること。

４．中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮に関する事項（基本方針　第２「３」関係）

○　一般競争入札における**適切な地域要件の設定**や、総合評価落札方式における**地域精通度等の適切な評価**等により中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること。

中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応③

6．中小石油販売業者に対する配慮に関する事項（基本方針 第2「3」（7）関係）

○　災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、**燃料調達を行う際には、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意する**とともに、**一般競争入札により調達する場合には、適切な地域要件の設定を行うこと及び分離・分割発注を行う**ことのような取組により、当該石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めること。

官公需における中小石油販売業者に対する配慮について（令和5年4月25日付け総務省通知）（要約）

○　災害時において、警察や消防等の緊急車両への優先給油や、避難所、医療機関、上下水道等の重要施設への燃料の安定供給を確保することは重要。このため、地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことが重要。

○　基本方針においては、調達機関における中小石油販売業者に対する配慮に係る取組の更なる浸透を図る観点から、記載の趣旨を明確化するための見直しが行われるとともに、資源エネルギー庁・中小企業庁から、官公需における中小石油販売業者に対する配慮について、地方公共団体宛てで通知が発出されたところ。

○　地方公共団体においても、基本方針及び資源エネルギー庁・中小企業庁通知を十分に踏まえ、国の施策に準じて、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等に係る受注機会の増大に努めるよう依頼。

中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応④

７．ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項（基本方針　第２「４」関係）

○　官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、

・　需給の状況、原材料及び人件費等の**最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成**
・　**低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用**
・　最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る**契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施**

等の適切な対策を講ずること。

○　**ビルメンテナンス業務に係る予定価格の作成に当たっては**、厚生労働省において策定したガイドラインにおいて、**最新の「建築保全業務労務単価」を用いる**こととされていることに留意すること。

※ 官公需印刷物における知的財産権の取扱いについて

○　総務省及び経済産業省においては、地方公共団体の印刷物の入札・契約に係る実態を把握するため、令和４年に調査を実施。その結果、**官公需印刷物の発注について**、コンテンツ版バイ・ドール契約等の活用が進んでいないことが明らかになったことから、令和５年１０月に、**受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約等を積極的に活用するよう依頼**。

○　令和５年１０月から開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、競争入札において、**適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではない**ことに留意すること。

中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応④

８．労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項（基本方針　第２「４」（５）関係）

○　原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年１１月２９日策定）の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められていること。

・　**公共工事の発注に当たっては**、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、**契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応すること**。

　特に、**労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定する**とともに、**当該条項の運用基準を策定しておく**こと。

・　物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。

　また、**受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れる**など、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応⑤

１１．新規中小企業者への配慮に関する事項（基本方針　第３「１」関係）

○　役務及び工事等における一般競争入札の際には、

- 契約の履行の確保に支障がない限り、**過去の実績を過度に求めない**よう配慮すること
- 競争参加者の資格の設定に際し、**下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用**に努めること
- 少額の随意契約による場合には、**新規中小企業者を見積り先に含める**よう努めること
- **オープンカウンター方式**により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、**電子的手段の利用**に努めること

等により、新規中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めること。

○　国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第４号に基づき、**新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる**等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

地方公共団体の予算執行について

【地方公共団体の会計年度】

毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる
（地方自治法第２０８条第１項）

○　例えば、**当初予算を受けた公共工事は４月から６月にかけて入札、発注。**
実際に着工するのは７月から９月となることが一般的であり、工期は年度末に設定。

【地方公共団体（発注者）】
- **発注時期が集中することにより、入札不調や不落がおこる**
- **発注の事務作業が集中するため職員へ負担が大きい**

【事業者（受注者）】
- **業務量の偏りが生じることで、閑散期は仕事が不足し、一方、繁忙期においては仕事量が過大となり、長時間労働となる**

地方自治法では、債務負担行為や繰越明許費などの制度があり、
これを活用することで発注の平準化を図ることが可能。

平準化に関する地方自治制度①

債務負担行為

○　地方公共団体が将来にわたり債務を負担する行為について、その事項、期間、限度額を予算の内容としてあらかじめ定めておくもの。年度当初に事業が少なくなることや、業務の履行期限が年度末に集中することを避けるために活用することが可能。

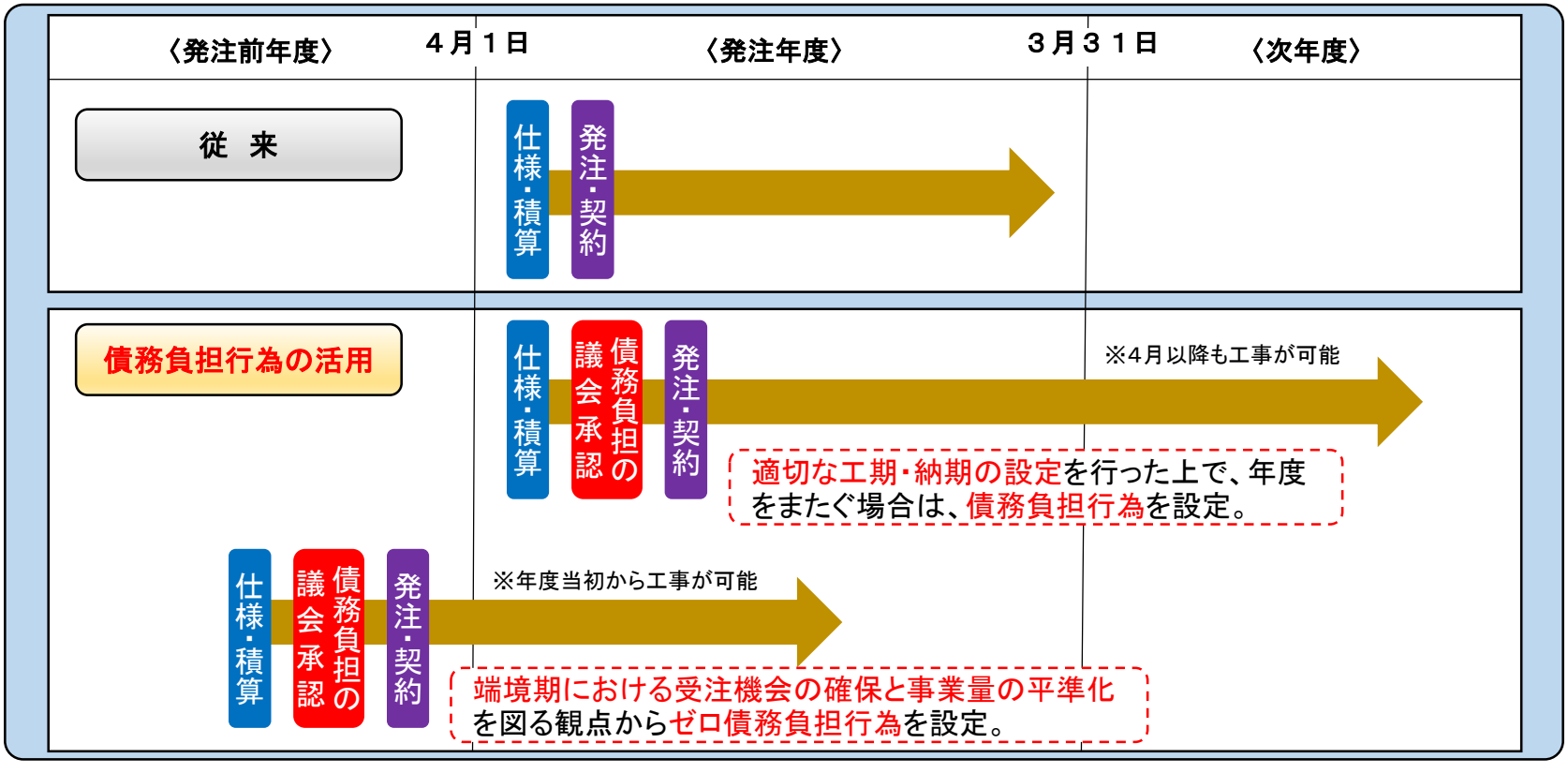

○地方自治法（昭和２２年法律第６７号）（抄）

（会計年度及びその独立の原則）

第二百八条　普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

２　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

（債務負担行為）

第二百十四条　歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

平準化に関する地方自治制度②

繰越明許費

○　歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて翌年度に繰り越して使用することができる制度。年度末間際での繰越手続や工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めの議会上程をするなどにより、　適切な工期・納期の設定が可能。

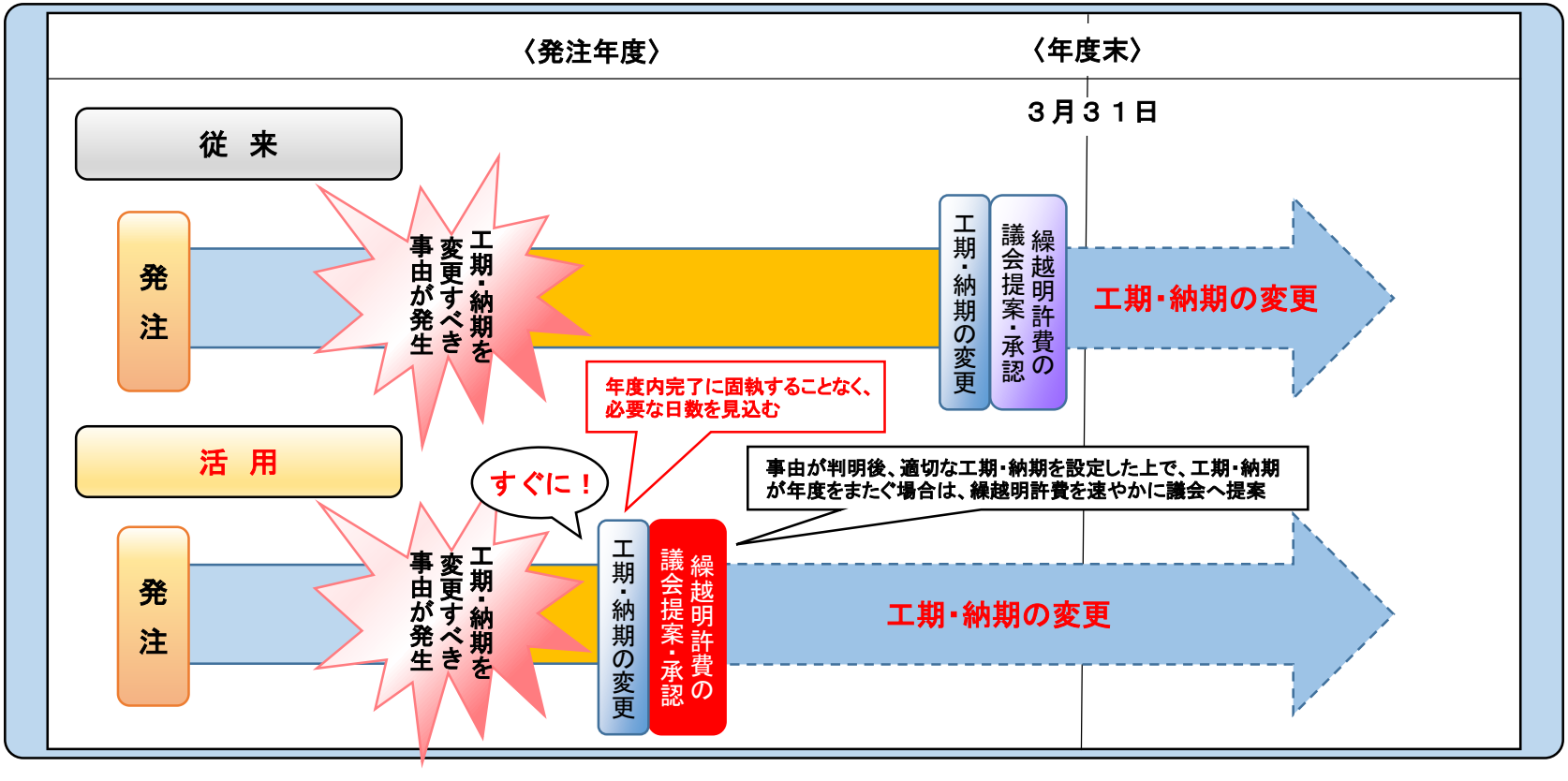

○地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
（繰越明許費）
第二百十三条　歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。
２　前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。